

令和6年度 五泉市国民健康保険事業計画

	頁
1. 事業運営上の課題	1
2. 令和6年度の重点項目	1
3. 具体的な事業の実施	
(1) 健康づくり事業	2
(2) 医療費適正化事業	5
(3) 国保財政健全化事業	6
(4) 資格適正化事業	7
(5) 収納率向上対策推進事業	8



令和6年度五泉市国民健康保険事業計画

国民健康保険事業の健全な運営と被保険者の健康の保持増進を図るため、令和6年度五泉市国民健康保険事業計画として、「1. 事業運営上の課題」を整理し、「2. 令和6年度の重点項目」を設定したうえで、「3. 具体的な事業の実施」を推進する。

1. 事業運営上の課題

- ①保険給付費が過去3年間ほぼ横ばいの中で、被保険者数の減少や医療の高度化等により一人当たりの給付費が上昇し、今後も厳しい財政運営が予測される。
- ②令和6年度は保険税率等を据え置くこととしているが、7年度以降は財政状況を踏まえたうえで検討が必要である。
- ③新潟県国民健康保険運営方針を踏まえた事業の実施。
- ④収納率向上対策推進事業の実施による収納率の向上。
- ⑤特定健康診査等実施計画（第4期計画）に基づく、特定健診・特定保健指導の実施率の向上。
- ⑥国民健康保険事業の健全な運営に向けた、医療費適正化の取り組み。

2. 令和6年度の重点項目

- ①国保財政の収支バランスを踏まえ、次年度以降の適正な国保税率等を検討する。
- ②国保の財政運営の責任主体である新潟県が示す新潟県国民健康保険運営方針を踏まえ、連携・協力を図りながら事業を推進していく。
- ③目標値を見据えながら、収納率の向上を図る。

【目標値 一般被保険者 医療給付費分現年課税分 96.10%】

- ④特定健診・特定保健指導の実施に際し、効果的な周知活動、個人負担金の無償化、及び未受診者へ被保険者の傾向別に分けた受診勧奨により、実施率の向上を図る。

【目標値 特定健診受診率 46.0%（特定健康診査等実施計画（第4期計画） 特定保健指導実施率 46.0%）】

- ⑤レセプト点検では、国保連合会に委託し単月・縦覧点検を実施する。

【目標値 内容点検効果率 0.01%】

- ⑥医療費通知により、医療費負担の仕組みと被保険者自身の健康意識の理解を深め、医療費の適正化につなげる。
- ⑦ジェネリック医薬品差額通知の送付により、利用を促進し、医療費の削減を図る。

【目標値 数量シェア：80.0% 金額シェア：65.0%】

3. 具体的な事業の実施

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持増進を図るため、次の事業を実施する。

(1) 健康づくり事業

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
特定健康診査・特定 保健指導	特定健康診査等実施計画（第4期）・データヘルス計画（第3期）の目標達成に向けて計画した事業を実施していく。また、次期計画を作成する。 ①特定健康診査等の実施 ○健診日程 集団健診（前期） 27日間 延べ27会場 （後期） 8日間 延べ8会場 うち、土・日曜健診：7日間（6月：3日間、7月：1日間、10月：1日間、11月：2日間） 個別健診 市内：16医療機関 市外6施設 i 対象者の個人負担金を無料とする。 ii 広報紙や市ホームページ等を利用し、健診実施の周知を図る。 iii 「健康ポイントわくわくキャンペーン」を健康福祉課と連携して実施し、健診受診を促す。 iv 障がいのある方などを対象に、ゆったり健診を実施する。 ②未受診者への受診勧奨（PFS方式：令和5年度～） 特定健康診査未受診者に対し、被保険者の傾向別に分けた受診勧奨を行う。 （年3回：春健診前、秋健診前、秋健診後） ③重症化予防受診勧奨及び保健指導訪問 慢性腎不全及び脳血管疾患を防ぐために、血圧や血糖、腎機能低下のハイリスク者に対し、受診勧奨・保健指導を実施する。	通年 6月3日～7月9日 10月24日～11月9日 6月1日～3月31日 7月9日・10月25日 5月・10月・1月 随時	市民課 地域振興課 健康福祉課 市民課 健康福祉課 市民課

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
	【参考】令和6年度特定健康診査・特定保健指導の実施率の目標値 特定健康診査・・・46.0%（見込対象者数 7,012人に対し3,226人） 特定保健指導・・・46.0%（見込対象者数 403人に対し 185人） ※ 目標値等は特定健康診査等実施計画（第4期）による。		
人間ドック・脳ドック ・がんドックに対する 助成	健康の維持と疾病の早期発見のため、受診費用を助成する。これについては、 広報ごせん（4月10日号）、ホームページに記事を掲載し周知を図る。 ○対象年齢 35歳～74歳 ○助成額 受診費用の4分の3を助成する。（上限25,000円） ただし、年度末年齢が40歳・45歳・50歳・55歳の被保険者は、 人間ドックの助成額を上限40,000円とする。 また、健診結果から特定保健指導の対象者に対し、動機付け支援・積極的支援 を実施する。	通年	市民課 地域振興課 健康福祉課
医療費・健診結果分析 の活用	疾病別等医療費の分析及び特定健康診査・特定保健指導の実施状況等を活用し、 P D C A サイクルに沿った保健事業の実施を図り、健康増進計画及びデータヘルス 計画の評価に活用する。 また、医療費・健診結果分析を疾病の重症化予防などの保健指導に活用する。	通年	市民課 健康福祉課 地域振興課
健康な地域づくりの 推進	市内4地域で行われる健康な地域づくり活動を支援することにより、健康寿命の 延伸や生活習慣病の予防を推進し、医療費の削減を図る。 事業実施地域・・・橋田地域づくり推進協議会 巢本地域健康推進委員会 大蒲原地域健康推進委員会 川内地域健康推進委員会	通年	健康福祉課 地域振興課

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
各種健（検）診の受診率の向上	①健診日程表の全戸配布 ②個人記録票、個人予約ID送付 ○各種健（検）診スケジュール I 集団健診 ・市民総合健診 特定健診、健康診査、肺がん検診、胃がんリスク検診、前立腺がん検診、 肝炎ウイルス検診、風しん抗体検査 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・乳がん検診、子宮頸がん検診 II 個別健（検）診 ・特定健診、健康診査 ・胃がんリスク検診 ・前立腺がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・子宮頸がん検診、乳がん検診 ・歯周病検診	3月 3・4・5月 6・7・10・11月 4・5・9・10月 4・5・9・10・11月 7・8・10月 6/1～3/31 6/1～3/31 6/1～1/31 6/1～1/31 5/1～11/30 4/10～1/31	健康福祉課
栄養改善推進事業	食生活改善による生活習慣病予防のため、健康教育時に栄養指導を実施する。	随時	健康福祉課

(2) 医療費適正化事業

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
医療費通知	年1回、医療費通知を送付し、被保険者の医療費に対する認識を深める。	2月	市民課
ジェネリック医薬品 差額通知	①年2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付し、ジェネリック医薬品への理解を深めることで利用を促進し、医療費の削減につなげる。 ②ジェネリック医薬品希望シールを、資格取得時に配布する。 令和6年度ジェネリック医薬品使用割合目標値 ・数量シェア：80.0% (主目標) ・金額シェア：65.0% (副次目標)	11月・3月	市民課
レセプト点検	①国保連合会の作成リストによる資格点検。 ②国保資格異動届による資格過誤調整。 ③専門的知識を有する国保連合会に委託し、内容点検の実施。 ④再審査の効果額等を把握し、今後の点検に生かす。 令和6年度内容点検効果率目標値 0.01%	通年 通年 通年 随時	市民課
重複受診者に対する 指導	毎月の縦覧点検時に該当者を抽出し、訪問等により適正な受診の指導を行う。 また、保健指導が必要な受診者については、地区担当保健師等と協力し指導する。	通年	市民課 健康福祉課
適正受診等の普及啓発	①被保険者証の更新時等に啓発チラシの同封。 ②広報ごせんに掲載し、普及啓発を行う。	7月 随時	市民課

(3) 国保財政健全化事業

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
保険税の適正賦課	①未申告者の把握、申告の勧奨により所得を適正に把握する。 ②転入者については、前住所地に所得状況を照会する。 （前住所地での未申告者については、簡易申告書により所得状況を把握する） ③滞納者に対する納税相談時に未申告者に申告勧奨する。 ④過年度の遡及分を適正に賦課するため、所得を把握する。	7月 随時 通年 随時 随時	税務課 市民課 市民課
国保運営協議会事業	①国保運営協議会の開催。（定例開催は3回） ②新潟県国保連合会による通常総会並びに研修会に参加。	8・12・2月 7月	市民課
第三者行為求償事務	①連合会のリスト、レセプト点検、消防署からの救急搬送者リストなどにより、 該当者の早期把握に努める。 ②該当者に対し被害届出の提出を求め、速やかに求償事務を行う。 ③各種研修等の活用。（連合会による研修会、第三者行為求償事務支援事業）	通年 通年 随時	市民課

(4) 資格適正化事業

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
国保資格の適正管理	①保険証発送時の文書や広報（5月10日号）などを活用し、喪失届の速やかな提出を促す。 ②保険証更新時に資格を確認する。 ③「資格重複状況結果一覧」を活用し、被保険者資格の職権喪失処理を行う。	7月 随時 随時	市民課 地域振興課
適用の適正化	他の医療保険有資格者調査により、対象被保険者を抽出し、照会文書を送付して申請勧奨を実施する。（市内を地区分けし、3年で全地区について実施）	9月	市民課 地域振興課
退職被保険者への適用	①国保連合会からの年金受給者リストにより、退職者本人への職権適用を速やかに行う。 ②被扶養者については、収入要件、税要件、続柄要件の調査により、該当者を抽出し、職権適用を行う。	随時 随時	市民課
居所不明者の調査	保険証・納付書の発送時などに実態を把握し、「居所不明者に係る資格喪失確認の事務処理要領」に従い手続きを行う。	随時	市民課
国民年金資格喪失情報による届出勧奨	①国民年金資格喪失情報に基づき、年金担当から対象者へ届出勧奨文書を送付する。 ②勧奨文書を送付しても届出を行わない者に対し、資格喪失の場合は国保税が減額になる見込みである旨を示した文書を国保担当から送付する。	随時 随時	市民課

(5) 収納率向上対策推進事業

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課														
	予算編成時の予定収納率を確保するため、次の区分毎の事業を実施する。 令和6年度予定収納率（一般被保険者分） <table><tr><td rowspan="3">現年課税分</td><td>医療給付費分</td><td>96.10%</td></tr><tr><td>後期高齢者支援金分</td><td>96.19%</td></tr><tr><td>介護納付金分</td><td>94.58%</td></tr><tr><td rowspan="3">滞納繰越分</td><td>医療給付費分</td><td>17.60%</td></tr><tr><td>後期高齢者支援金分</td><td>17.77%</td></tr><tr><td>介護納付金分</td><td>17.41%</td></tr></table>	現年課税分	医療給付費分	96.10%	後期高齢者支援金分	96.19%	介護納付金分	94.58%	滞納繰越分	医療給付費分	17.60%	後期高齢者支援金分	17.77%	介護納付金分	17.41%		
現年課税分	医療給付費分		96.10%														
	後期高齢者支援金分		96.19%														
	介護納付金分	94.58%															
滞納繰越分	医療給付費分	17.60%															
	後期高齢者支援金分	17.77%															
	介護納付金分	17.41%															
新規滞納者の防止	滞納状況を把握し、催告書の発送、納税相談により納税を促す。	随時	税務課 地域振興課														
滞納者の保険証更新について	保険証更新時に、保険税の滞納による保険証の切り替えについて通知を送付し、生活状況の聴き取りなどを行う。 納入状況などにより、「国民健康保険短期被保険者証・被保険者資格証明書交付等事務取扱要綱」に基づき、短期証等を交付する。 対象者・・・基準日以降で12か月以上の滞納（現年度、過年度問わず）がある世帯で、納入状況・折衝状況等から生活状況の把握が必要な世帯。	6月	市民課 地域振興課 税務課														
滞納者対策	滞納者の実態の早期把握に努め、適切な対応を行う。 ・長期、高額滞納者の財産調査を行い、差押え等強制処分、執行停止・不納欠損処分を実施する。 ・県の徴収機構と連携した滞納整理を実施する。 ・差押え物件のインターネット公売を実施する。	随時	税務課 地域振興課														
夜間納税窓口の開設	①日中納税が困難な人を対象として、1月を除く毎月1回、（午後5時15分～8時）開設する。なお、開設に当たっては広報で開設日を周知する。 ②年末夜間納税窓口の開設と広報で開設日の周知。	毎月（1月除く） 12月	税務課 地域振興課														

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
口座振替の推進	①納付書による納税世帯に対し、納税通知書発送時(本算定)に口座振替依頼書と 勧奨チラシを同封する。	7 月	市民課 税務課 地域振興課
	②国保新規加入者に対し、届出時に口座振替を勧奨する。	随時	市民課 地域振興課